

会長の選任について

1 推薦

昨年度まで会長を務めていただきました、愛知教育大学名誉教授の都築繁幸委員の協議会委員の任期が令和3年3月31日付けで満了し、改めて令和3年4月1日より3年間の期間で協議会委員を委嘱しております。

このことに伴い、新たに会長を選任していただく必要がございます。事務局としましては、下記のとおり考えておりますが、刈谷市障害者自立支援協議会設置要綱第5条第1項の規定では、委員の互選により会長を定めるとされておりますので、皆様にお諮りするものです。

記

<事務局案>

昨年度まで刈谷市障害者自立支援協議会の会長としてご尽力いただき、また、経験も豊富であり、かつ会議の継続性ということを踏まえ、都築繁幸委員を会長に推薦いたします。

参考刈谷市障害者自立支援協議会設置要綱第5条第1項

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 選任

都築繁幸委員を会長とすることについて、「書面表決書」によりご回答をお願いいたします。事務局案を承認しない場合につきましては、別に推薦する委員の氏名をご記入ください。